

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当企業グループは、平成23年4月1日をもって持株会社体制へ移行いたしました。持株会社体制のもと、グループ戦略機能を強化し、スピード経営を推進し、グループ全体最適と各事業最適をバランスさせることを通じてグループ全体としての価値向上を目指しております。

当企業グループにおける経営の枠組みは、グループ企業経営における基本的な考え方を体系化した経営哲学及び経営理念ならびに行動指針からなる「東洋インキグループ理念体系」と、社会的責任への取り組み姿勢を明確にしたCSR憲章及びCSR行動指針からなる「CSR価値体系」で構成されております。

当企業グループは、「東洋インキグループ理念体系」と「CSR価値体系」を実践することにより、サイエンス思考のモノづくりを通して、世界の人々の健やかな暮らしや持続可能な社会の実現に貢献し、経営理念に掲げる「世界にひろがる生活文化創造企業」を目指してまいります。

そのためにはステークホルダーと同じ視点で自身の企業活動を評価し、経済、社会、人、環境においてバランスの取れた経営を遂行することこそが、企業としての有形、無形の価値を形成し、社会的責任を果たすための最重要課題として位置付けております。

この実現のために、

- ・事業執行機能を各事業会社に委譲するとともに、コーポレート・ガバナンスを強化するため、グループ各社に適用される稟議規程および関係会社管理規程の適切な運用
- ・内部統制システムの整備
- ・株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など法律上の機能制度の強化による指導・モニタリング機能の向上
- ・迅速かつ正確、広範な情報開示による経営の透明性の向上
- ・コンプライアンス体制の強化・充実
- ・地球規模の環境保全の推進

などを進め、株主や取引先、地域社会、社員などの各ステークホルダーと良好な関係を構築し、コーポレート・ガバナンスを充実させております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則1-2-4)

議決権行使プラットフォームにつきましては、株主構成及び費用対効果等を勘案した結果、平成27年6月27日開催の第177回定時株主総会より利用しております。招集通知の英訳におきましては、株主構成及び株主・投資家の意見・要望等を検討した結果、現在のところ実施してはおりませんが、外国人株主比率等の推移を踏まえ、引き続き検討してまいります。

(補充原則4-1-3)

当社は、最高責任者である取締役社長の後継者の計画を現時点では明確に定めておりません。人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することとしております。

(原則4-8)

当社は、独立社外取締役の役割・責務として、当社の事業内容を理解した上で独立した立場で業務執行者を適切に監督する責務を果たすことと位置付けており、またその役割・責務が当社のコーポレートガバナンス上重要であると認識しております。そのような観点から、過去における当社社外監査役としての経験と法学者としての高い識見を有する者を独立社外取締役として選任しております。現時点では、役割・責務を担える適切な候補者を複数名推薦できるまでには至っておりませんが、次回の定時株主総会においては独立社外取締役を2名以上選任すべく候補者の確保に努めております。

(補充原則4-11-3)

当社では、監査役会が毎年、業務執行取締役を対象とした「職務執行確認書」を通じて取締役会評価を実施しております。今後は、取締役会において取締役、監査役をも対象に取締役会全体の実効性の評価を行ってまいります。実施した時点で結果の概要についてお知らせします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4)

当社は、業務提携、取引関係の維持・強化、原材料の安定調達などの経営戦略の一環として、必要と判断する企業の株式を政策的に保有しております。主要な政策保有上場株式については、取締役会において、その経済合理性を中長期的な観点より検証しております。

政策保有上場株式の議決権行使については、各議案が発行会社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、当社を含む株主共同の利益に資するものであるか否か、また当社グループの経営や事業に与える影響等を定性的かつ総合的に勘案したうえで、議案毎に適切に行使用いたします。

(原則1-7)

当社は、関連当事者間の取引を含むすべての取引について、社内規定に従い、その取引の重要性や性質に応じて必要な決裁を得たうえで実施しております。そのうえで実施する主要株主等の関連当事者との取引についても、取引条件については第三者との取引と同様とし、適正な取引を確保しております。

(原則3-1)

(1) 当社の経営理念、経営方針(中期経営計画)等につきましては、当社ホームページにて公表しておりますので、ご参照ください。

経営理念:グループ企業情報>東洋インキグループの理念

<http://schd.toyoinkgroup.com/ja/corpinfo/philosophy.html>

経営方針:IR情報>経営情報>経営方針(中期経営計画)

<http://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/management/plan.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書1-1「基本的な考え方」に記載のとおりです。コーポレートガバナ

スの基本方針につきましては、当社ホームページ IR情報＞経営情報＞コーポレートガバナンス にて公表しておりますので、ご参照ください。

<http://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/management/governance.html>

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬については、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度額の範囲内で、役位別の基準報酬額に、経済情勢及び経営成績ならびに担当する職務の業績等の評価を総合的に勘案することで決定しております。また、社外取締役を除く取締役に対しては上記報酬総額の限度枠内において、株式報酬型ストックオプションを導入しております。

(4) 取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、下記(a)～(c)を総合的に判断し指名の手続きを行っております。なお、現在当社は東京証券取引所定める独立性の判断要素を加味した独立性基準(下記「原則4-9」ご参照)を満たす社外取締役及び社外監査役(以下総称して「社外役員」といいます)計2名を、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がない独立社外役員として指定しております。

(a) 経営陣幹部・取締役候補の選任・指名について・・・当社の経営理念に基づき、当社グループのみならず当社関連業界全体の更なる発展に貢献することが期待できる人物であること、担当部門の問題を的確に把握し、他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選任・指名する。

(b) 監査役候補の指名について・・・当社の経営理念に基づき、取締役の職務を監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当社グループの健全な経営と社会的信頼の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、指名する。

(c) 社外役員候補の指名について・・・社外役員は当社における独立役員の独立性基準を考慮しつつ、経営、法務、財務・会計、人事労務、化学業界等の分野で指導的役割を果たした豊富な知識と経験を有していること、当社グループが抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、指名する。

(5) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の指名理由については、当社ホームページに掲載しております第177回定時株主総会招集通知44ページ～46ページに記載しておりますので、ご参照ください。その他の取締役及び監査役候補者につきましては、同招集通知42ページ～46ページの略歴欄に記載された各々の経歴と上記(4)の指名方針を踏まえ、指名いたしました。

IR情報＞IR資料室＞株主総会関係資料＞第177回定時株主総会招集ご通知

http://schd.toyoinkgroup.com/pdflib/fy2014_t177/invnotice177.pdf

(補充原則4-1-1)

法令、定款により取締役会が決定しなければならない事項に加え、年度事業計画等の重要な業務に関する事項については、取締役会規程に基づき取締役会へ付議し、決定しております。その他の経営上の重要事項の意思決定は、トップマネジメント会議運営規程に基づきグループ経営会議で実施しております。なお、取締役会の経営監督機能を担保するため、グループ経営会議で決定した事項については、取締役会で報告することとしております。

取締役会及びグループ経営会議付議事項以外の事項に関する業務については、取締役会において決定した管掌区分に基づき業務執行取締役が自ら執行するほか、担当業務の執行を委嘱された執行役員が執行いたしますが、この場合であっても、重要性や性質に応じて代表取締役の決裁を得たうえで執行しなければならない事項を稟議規程において定めております。

(原則4-9)

独立社外取締役及び独立社外監査役の独立性基準につきましては、当社ホームページ IR情報＞経営情報＞コーポレートガバナンス にて公表しておりますので、ご参照ください。

<http://schd.toyoinkgroup.com/ja/ir/management/governance.html>

(補充原則4-1)

(1) 当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、上記「原則3-1(4)」に記載のとおりです。今後は必要に応じて社内規程等で定める等の検討を行うと共に、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模をより意識した体制を講じてまいります。

(2) 取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、当社ホームページに掲載しております第177回定時株主総会招集通知42ページ～46ページ、第177期有価証券報告書36ページ～38ページ及び本報告書2-1に掲載しておりますので、ご参照ください。

IR情報＞IR資料室＞株主総会関係資料＞第177回定時株主総会招集ご通知

http://schd.toyoinkgroup.com/pdflib/fy2014_t177/invnotice177.pdf

IR情報＞IR資料室＞有価証券報告書(四半期報告書)＞第177期有価証券報告書

http://schd.toyoinkgroup.com/pdflib/fy2014_t177/scr_fy2014_q4_ja.pdf

(3) 当社では、監査役会が毎年、業務執行取締役を対象とした「職務執行確認書」を通じて取締役会評価を実施しております。今後は、取締役会において取締役、監査役をも対象に取締役会全体の実効性の評価を行ってまいります。実施した時点で結果の概要についてお知らせします。

(補充原則4-14)

当社は、取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になるトレーニングの機会を継続して提供いたします。特に、社内役員に対しては、経営者や監査役としての素養、会社法やコーポレートガバナンス等に関する知識、法令の順守及び経営に関する有用な情報等を提供いたします。社外役員に対しては、当社グループの経営戦略や事業の内容・状況等の理解を深めるため、就任時に説明を行うとともに、その後も適宜、事業所見学、担当役員からの説明等を行います。

(原則5-1)

当社では株主・投資家を重要なステークホルダーと考えており、行動指針の一つとして「株主様満足度の向上」(SHS: ShareHolder Satisfaction)を掲げ、株主権の尊重と株主価値の向上に取り組んでおります。その中でも株主や投資家との建設的な対話は重要なファクターと位置付けております。財務・総務・IR担当の取締役を指定し、関係各部門の有機連携により情報共有を確実にし、株主にはグループ総務部、投資家にはグループ広報室が窓口となって対話の促進を図っており、対話を通じて把握した意見のうち重要性が高いと判断したものについては担当取締役に適宜報告しております。

インサイダー情報の管理については、インサイダー取引防止管理規程、情報保護管理規程などを定めているほか、ビジネス行動基準に具体的な行動指針として定め、ガイドブックを全グループ社員に配布するとともに、定期的な教育を行うことで周知徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
凸版印刷株式会社	68,234,943	22.51
サカイク株式会社	14,595,000	4.82

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,951,000	2.96
全国共済農業協同組合連合会	8,927,000	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,729,000	2.88
株式会社日本触媒	8,306,150	2.74
東洋インキグループ社員持株会	6,347,628	2.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,366,230	1.77
株式会社みずほ銀行	5,365,495	1.77
東京書籍株式会社	5,326,676	1.76

支配株主(親会社を除く)の有無 凸版印刷株式会社

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

凸版印刷株式会社は、当社議決権の24.79%(うち間接所有1.83%)を所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社として位置付けられております。また、当社グループの事業展開において、同社及びそのグループ企業と一定の協力関係を保っていく目的から、同社の代表取締役会長が当社の取締役役に、同社の取締役副社長が当社の監査役にそれぞれ就任しております。また、当社の取締役会長が同社の取締役に就任しております。

当社における経営上の意思決定は、当社取締役会を中心とした各種経営会議の審議に基づき、当社が独自に行っており、一定の独立性が確保されていると認識しております。また、当社グループと凸版印刷株式会社及びそのグループ企業との取引に際しては、他の資本関係のない会社と取引を行う場合と同様、契約内容や市場価格等を総合的に勘案して取引条件を決定しております。このような経営体制及び取引方針等により、少数株主保護の体制が確保されていると判断しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 22 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 13 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
足立直樹	他の会社の出身者					○		○					
甘利公人	学者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
足立直樹		<p>足立直樹氏は、凸版印刷株式会社の代表取締役会長であります。当社の子会社は、同社との間で定常的な取引を行っております。</p> <p>なお、凸版印刷株式会社は平成27年3月31日時点において当社の株式を22.51%保有しております。また、当社の取締役会長である佐久間国雄氏は、同社の社外取締役に就任しております。</p> <p>また、足立直樹氏は第一三共株式会社の社外取締役に就任しておりますが、当社と同社との間に記載すべき関係はありません。</p>	<p>業界に精通した経営の専門家であり、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言、指導いただくことを期待しております。</p>
			<p>当社との間に取引関係がなく独立した立場にあり、弁護士資格を有する法学者としての高い識見を有しており、また、これまでの当社社外監査役としての経験も踏まえ、公正な立場で経</p>

甘利公人	○	上智大学法学部教授・弁護士	営監視機能を果たしていただけることを期待しております。 なお、甘利公人氏は有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める事由に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
------	---	---------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5名

監査役の数

5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツと契約し、当該会計監査人が当社の会計監査業務を行っております。監査役と会計監査人とは互いに意見交換、情報聴取等を行い、必要に応じて監査に立ち会うなど連携を保っております。また、内部監査部門による内部監査結果は監査役会にも報告しており、情報の共有化により監査の実効性を確保しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
降矢祥博	他の会社の出身者							○		○				
大湊満	他の会社の出身者							△		△				
池上重輔	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
降矢祥博		降矢祥博氏は、凸版印刷株式会社の取締役副社長であります。当社の子会社は、同社との間で定期的な取引を行っております。 なお、凸版印刷株式会社は平成27年3	企業経営の分野をはじめとする幅広い識見を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して監査を実施いただけることを期待

		月31日時点において当社の株式を22.51%保有しております。また、当社の取締役会長である佐久間国雄氏は、同社の社外取締役に就任しております。	しております。
大湊満		大湊満氏は、凸版印刷株式会社の出身(平成27年6月26日に同社の専務取締役を退任)であります。当社の子会社は、同社との間で定常的な取引を行っております。 なお、凸版印刷株式会社は平成27年3月31日時点において当社の株式を22.51%保有しております。また、当社の取締役会長である佐久間国雄氏は、同社の社外取締役に就任しております。	企業経営の分野をはじめとする幅広い識見を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して監査を実施いただけることを期待しております。
池上重輔	○	早稲田大学商学大学院総合研究所WBS研究センター准教授／主任研究員	多様な業種における豊富な実務経験と取締役としての会社経営の経験に加え、企業戦略やマーケティングに関する研究者としての高度な専門知識を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して監査を実施いただけることを期待しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

年功要素の強い退職慰労金制度を廃止するなど、業績連動の要素を取り入れた取締役報酬体系の見直しを行っております。また、取締役(社外取締役を除く)に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、健全な企業家精神の発揮により当社の中長期的な業績向上及び企業価値増大に対する意欲や貢献を一層高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入しております(平成27年6月26日開催の定時株主総会にて決議)。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社取締役(社外取締役を除く)に加え、当社執行役員及び当社完全子会社の取締役を兼務する当社顧問をストックオプションの付与対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。平成26年度における取締役の年間報酬額は396百万円(うち社外取締役21百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会にて決議された報酬限度額(年額6億円以内と平成18年6月29日開催の定時株主総会にて決議)の範囲内で、役位別の基準報酬額に、経済情勢及び経営成績並びに担当する職務の業績等の評価を総合的に勘案することで決定しております。また、取締役(社外取締役を除く)に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、健全な企業家精神の発揮により当社の中長期的な業績向上及び企業価値増大に対する意欲や貢献を一層高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入しております(平成27年6月26日開催)

の定時株主総会にて決議)。なお、上記報酬限度枠内において、年額60百万円以内で新株予約権を割り当てることとしております。

監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬限度額(年額1億円以内と平成18年6月29日開催の定時株主総会にて決議)の範囲内で、監査役の協議によって決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役ともに取締役会を含む経営会議の重要事項については、これらの会議への出席有無にかかわらず議事録・稟議書等の閲覧・回付等を通じて、当社業務執行の状況を適時に把握できる体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査役の機能強化に関する取組状況

常勤監査役のバランスから監査役会に専任するスタッフを設けてはおりませんが、監査役会が求めた場合は配置することとしております。監査役の機能強化の観点から、社外監査役1名を含む3名の常勤監査役と内部監査・内部統制評価を担う内部監査部門であるグループ監査室(10名)との間で情報交換会を毎月開催し、意見交換を密にするとともに往査などの役割分担を行い、監査の効率を上げております。

常勤監査役3名は、いわゆる会計・財務に関する専門的知見を有する者ではありませんが、会計・財務に関する研修会にも参加しスキルを高め、また会計監査人との意見交換を積極的に行うなど、必要な知見を高める努力をしております。

なお、第三者的立場として独立性の高い企業戦略やマーケティング分野の専門家を監査役に選任しており、監査の客観性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、社外取締役2名を含む取締役13名で取締役会が構成され、社外監査役3名を含む監査役5名で監査役会が構成されております(提出日現在)。なお、社外取締役・社外監査役ともに、取締役会等の重要な会議への出席(発言含む)や議事録・稟議書等の閲覧による重要な経営情報の把握を通じて、社外の視点による客観的な立場での経営監視機能を果たしております。また、取締役の経営責任を一層明確にするため、取締役の任期は1年としております。

経営上の重要な意思決定機関として取締役会を毎月開催しており、業務執行上の重要な意思決定機関として取締役会に準じる協議・決定機関であるグループ経営会議を定例的に開催しております。この会議には監査役が常時出席し、取締役の業務執行を十分に監視できる体制となっております。また、当社は執行役員制度(任期1年)を採用しており、意思決定の迅速化と業務執行に対する監督機能を強化しております。

会計監査人として有限責任監査法人トーマツと契約し、公正不偏の立場からの会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。なお、当社の平成27年3月期における会計監査業務を執行した公認会計士は、飯野健一氏・藤井淳一氏であり、会計監査業務の補助者は、公認会計士9名、その他10名であります。

以上の経営体制により、経営全般の意思決定に関する適法性・適正性のほか、業務執行に関する監督機能の実効性が確保されていると判断しており、現状のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議案の内容を十分吟味できる妥当な期間として、総会日から21日前後に招集通知を発送できるようスケジュール調整しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使のため、議決権行使ウェブサイトを開設しております。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりません。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や海外投資家の議決権行使を促進するため、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページにおいて、「情報開示に関する方針(ディスクロージャーポリシー)」として掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主総会招集通知などをホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ広報室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東洋インキグループ理念体系における行動指針やCSR価値体系におけるCSR憲章及びCSR行動指針等に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR統括委員会を設置するほか、社会・環境活動報告書(年1回)を発行しております。
その他	【女性の活躍に向けた取り組みについて】 東洋インキグループでは、女性の活躍推進に向け、育児をしながら働く社員を支援する取り組みを行っております。具体的には、産前産後の休暇、育児休業、育児時短勤務等の制度を整備しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムの基本方針>

2011年4月に持株会社体制へ移行した当社は、経営理念である「世界にひろがる生活文化創造企業」を目指すことをグループで共有し、グループ連峰経営により2017年3月期に向けて目指す姿「SCC2017」(Specialty Chemical maker Challenge)を達成すべく企業活動を推進している。

そして2014年度から2016年度の3か年計画「SCC-3」では、SCCを「Science Company Change」と再定義し、「先端技術とグループネットワークの革新を重ね、世界の多様な人々ともに多彩な生活文化を創造する企業グループ」を目指している。

そのためには、ステークホルダーと同じ視点で自身の企業活動を評価し、経済、社会、人、環境においてバランスの取れた経営を遂行することこそが、企業としての有形、無形の価値を形成し、社会的責任(CSR)を果たすための最重要課題として位置付けている。

当企業グループは、これらの達成にむけて、企業の活動を適正かつ効率的に遂行していくために内部統制システムの整備・充実を図り、かつ運用していくことに注力し、経営哲学、経営理念、行動指針からなる経営理念体系の実践を図っていく。

(1)業務執行に関する体制

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び定款に従い当社及びグループ会社全体に影響を及ぼす重要事項について、当社取締役会において決定する。また、取締役会を通じて取締役の職務執行の適法性を確保し、法令及び定款に従い意思決定を行う。代表取締役は、取締役会の決議に基づき、会社を代表して職務の執行を行う。

監査役は、監査役監査基準に基づき監査を行い、取締役の職務執行についての適法性・妥当性監査を実施する。取締役は、監査役からの求めに応じ、職務の執行状況を監査役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令、定款、取締役会規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役は、これらの情報を必要なとき閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、CSR統括委員会のもとにリスクマネジメント(RM)部会、コンプライアンス部会及び環境安全部会を設置している。東洋インキグループビジネス行動基準に準拠したリスクマネジメント規程に則り、RM担当役員が管掌する体制により、企業全体にかかる全社的なリスク及び事業リスクを特定し、健全な企業継続および社会的信頼の形成のためのリスク対策を講じるリスクマネジメント体制を推進していく。

リスクマネジメントに対する啓蒙手段として、部門毎にリスク課題を年度計画に取り入れ、評価基準のひとつに組入れる管理手法を実施し、あわせて、RM部会直轄の活動体における全社的なリスク対策の立案・対応により、リスクを未然に防止する平常時の活動に注力する。

緊急時対応としては、リスク発生を認知した各拠点から代表取締役へ直ちに報告する緊急連絡体制を整備し、顕在化したリスクが経営に重大な影響を及ぼす場合には、緊急対策本部の設置等により、緊急事態に速やかに対応できる事業継続体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行う。

また、グループの経営課題及び事業戦略についての討議・決定機関として、取締役及び執行役員により構成する会議を毎月定期的に開催し、グループ経営課題と戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。

なお、これらの会議には監査役が出席し、監査上必要な意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を強化する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、よき企業市民として、経営理念体系を頂点とした社会的責任への取組み姿勢を明確にしたCSR憲章及びCSR行動指針からなる「価値体系」のもと、このCSR経営の推進母体であるCSR統括委員会の分科組織のコンプライアンス部会を中心に、コンプライアンス経営を確保する取り組みを行う。

また、コンプライアンスオフィス(社内外通報窓口)を通じて、法令及びグループの行動規範である東洋インキグループビジネス行動基準に反する行為等を早期に見出し・是正する体制を充実する。

内部監査部門であるグループ監査室は、会社における業務が適法かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役ならびに内部統制担当取締役に報告するとともに、監査役会にも報告し、監査役会との連携をはかる。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、経営哲学、経営理念及び行動指針からなる経営理念体系をグループとして共有し、グループ内の経営資源を最大限に活用し、グループ全体の企業価値の最大化を図る。

適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、グループ各社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従いグループ各社から当社へ報告させることとし、当社も関与のもとグループ経営の適正な運営を確保する。

上記(1)3.のリスクマネジメント体制及び緊急時対応はグループ会社にも適用させるほか、グループ各社の取締役の中から選任された者を対象とした法務部会を当社において定期的に開催し、グループ経営に関する法務リスクを共有しグループ運営の適正化に努めていく。また、グループ各社は、取締役等により構成する会議を定期的に開催し、経営・事業目標の効率的な達成に努めていくほか、当社に定期的に報告させる。

グループ監査室は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての監査を行い、監査結果を代表取締役ならびに内部統制担当取締役に報告するとともに監査役会にも報告する。一方、常勤監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役会を開催し監査の充実・強化を図る。

なお、財務報告の信頼性を確保する体制としては、代表取締役直轄の組織体制のもと、会計監査人と適宜協議しながら、企業会計審議会の公表した財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに実施基準に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、有効な内部統制システムの整備、運用を確保する。

(2)監査に関する体制

1. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会が、職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役会と協議のうえ、監査業務を補助する使用人を配置する。また、監査役会と内部監査部門であるグループ監査室との連携により監査実務を遂行する体制を強化するため、監査役会・グループ監査室との間に情報連絡会を設置し、内部監査機能の充実を図ることで監査役会の監査機能を強化する。

2. 監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、上記(2)1.の監査業務を補助する使用人を配置した場合における当該使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得て実施

し、当該使用人に対する指揮命令・評価は監査役が行う。

3. 取締役、使用人が監査役に報告するための体制及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制ならびに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び執行役員は、取締役会等の重要な会議における監査役の出席を通じて、担当業務の執行の状況報告を行う。

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人は、リスクマネジメント規程等に従い、以下の事実を速やかに監査役会に報告する。

- ・コンプライアンスに関する重要な事実
- ・会社に著しい損害を与え、または著しい損害を与えるおそれのある事実
- ・その他、監査役会と協議のうえ報告事項として定めた事項

なお、報告した者に対しては、コンプライアンスオフィス運用規程に準じて保護と秘密保持に最大限の配慮を行う。

監査役は、当社及び当社子会社の取締役に対し、上記の事実を監査役会に対して報告することを求めるほか、監査に必要な各種重要会議に出席し、また稟議書等の事業運営に重要な影響を及ぼす情報の閲覧を行うこととする。

また、取締役、執行役員及び使用人は、監査役会の求めに応じ、会社の業務及び財産の状況について報告する。

さらに、監査役会は、いつでも取締役、執行役員及び使用人に対して、直接事業に関する報告を求めることができる体制をとるものとする。

4. 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務遂行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知するものとする。

5. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役及び取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。

また、監査役会は、内部監査部門であるグループ監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

(3) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、東洋インキグループビジネス行動基準及び反社会的勢力対応規程の中で、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない旨を定めており、取引関係も含めた一切の関係を持たないものとする。また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、東洋インキグループビジネス行動基準及び反社会的勢力対応規程の中で、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない旨を定めており、取引関係も含めた一切の関係を持たないこととしていること、及び外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っていることを、当社の内部統制システムの基本方針で明確に定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社が平成20年5月16日開催の当社取締役会において決議し、同年6月27日の当社定時株主総会において導入が承認された「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」及び当該基本方針に基づく特定の株主又は株主グループ（以下「特定株主グループ」といいます。）によって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」といいます。）の概要は、下記のとおりです。なお、本施策は、平成23年6月29日及び平成26年6月27日開催の当社定時株主総会における承認により、一部変更のうえ、更新されております。

1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は経営理念として「世界にひろがる生活文化創造企業を目指す」ことを掲げ、持株会社（ホールディングカンパニー）体制のもと、グループ連峰経営による企業活動を行っており、今後とも中長期的視野に立って、当社グループの総合力を発揮し、更なる発展を図ることが、当社グループの企業価値の向上と株主共同の利益に資することと確信しております。

対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買付けを強行するという大規模買付行為に対しては、当社は一概にこれを否定するものではなく、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かについては、最終的に株主の判断に委ねるべきものと考えております。しかし、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供がなくては、株主は、当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することはできません。当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

2 基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

当社は企業価値の最大化を実現するため、平成29年（2017年）3月期に向けて目指す姿「SCC2017」(Specialty Chemical maker Challenge)を策定しております。

平成20年度から平成22年度の3か年計画「SCC-1」ではリーマン・ショックへの対応として収益基盤強化を、平成23年度から平成25年度の3か年計画「SCC-2」では東日本大震災の影響からの復興として成長戦略を推進してまいりました。そして平成26年度から平成28年度までの3か年計画「SCC-3」では、SCCを「Science Company Change」と再定義し、SCC-1、SCC-2での基盤整備と成長戦略を着実に結実させ、「先端技術とグループネットワークの革新を重ね、世界の多様な人々と共に多彩な生活文化を創造する企業グループ」を目指してまいります。このような中長期的な取組みにおいて、ホールディングカンパニー体制を活かし、スピードを重視した事業運営や当社グループ全体のフレキシブルな経営資源の活用を進めるとともに、環境対応やリスク対応、グローバル共生、企業の社会的責任（CSR）を重視した「持続可能な経営」を強化してまいります。

3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

(1) 本施策導入の目的について

特定の株主又は株主グループ（以下「特定株主グループ」といいます。）によって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」といいます。）は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（当社取締役会が予め同意したものを除き、以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記に記載した基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

(2) 本施策の内容について

1 大規模買付ルールの概要

- a. 取締役会に対する情報提供
- b. 取締役会における検討及び評価
- c. 独立委員会の設置

2 大規模買付対抗措置

一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができます。

3 本施策の有効期間等

本施策の有効期間は、平成29年6月開催予定の当社の定時株主総会終結時までとなっております。また、当社株主総会又は当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されます。

4 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成26年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 基本方針の実現に資する取組み（上記2の取組み）について

上記2に記載した企業価値の向上のための取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記3の取組み）の概要について

1 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かについて株主が適切に判断し、また、当社取締役会が株主に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主のために大規模買付者と協議又は交渉を行うことを可能とすることにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保するためのものであり、基本方針に沿うものです。

2 当社は、以下の理由から、本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- a. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的
- b. 事前開示
- c. 株主意思の反映
- d. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

- e. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
- f. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 開示体制

- (1) 決算関連情報は、グループ財務部長が作成した開示案を、担当取締役を通じて代表取締役社長に提出し、取締役会の承認を得て遅滞なく適時開示しております。
- (2) 上記(1)以外の会社情報(決定事実・発生事実)は、当社内規「会社情報の適時開示にかかるガイドライン」に基づき、グループ総務部長に集約されます。グループ総務部長は、関係部門と協議のうえ、開示の要否を判断し、適時開示を行なう場合は、取締役会の承認を得て遅滞なく適時開示しております。

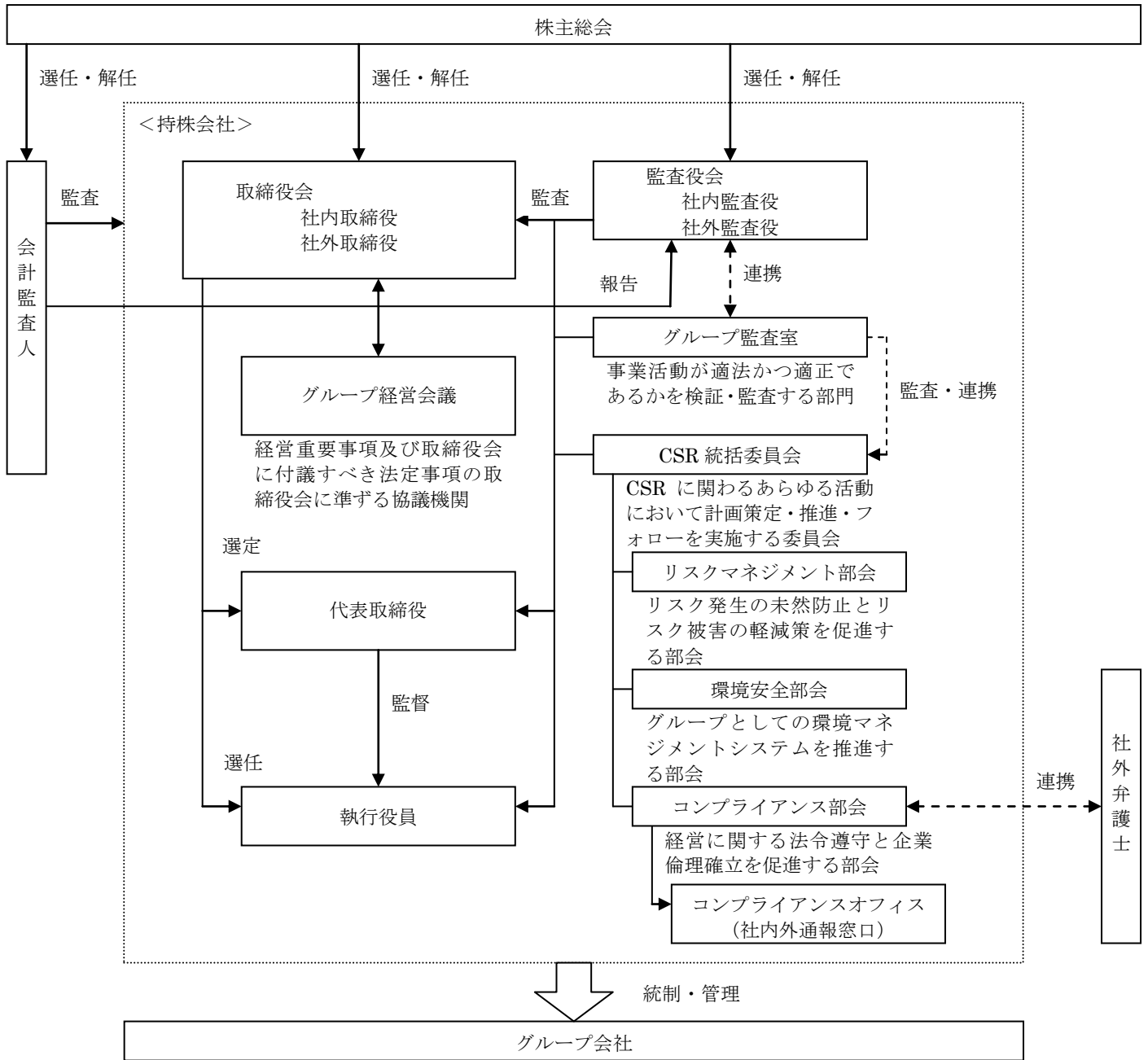
2. 情報管理体制

情報保護管理規程、インサイダー取引防止管理規程などの情報管理にかかる諸規程を定め、会社情報の適正な管理・運用に努めております。

3. 監査体制

監査役・会計監査人による会社法上の監査及び監査法人による金融商品取引法上の監査のほか、社内監査部門による子会社を含む業務執行全般の監査を定期的を実施し、健全な業務執行の維持、向上に努めております。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の模式図】

